

困った
ときは！

助成金Q&A

助成対象事業と申込区分について

Q1：私たちの団体は、ホームヘルプサービスの中でも介護保険事業（訪問介護）と助け合いの事業として、介護保険に適用していない65歳以下の高齢者や、産前産後の母親へもサービスを提供しています。また、地域の高齢者をお迎えして、月に1回の会食会もしています。私たちの団体は、どの事業で申し込んだらよいのでしょうか？

A1：この場合、助け合いの事業としてホームヘルプ事業を実施されていますが、収益性のある介護保険事業のホームヘルプサービスと同一事業であるため、対象外となります。ただし、月1回の会食会については、サービス利用者数の見込みが月平均5人以上であれば、A③区分に該当します。

団体名	事業名	助成対象
〇〇団体	介護保険事業「訪問介護」	×
	市民事業（助け合い）ホームヘルプ	×
	会食会活動	○

Q2：依頼があったらなんでも対応して活動する男性ボランティアグループで、主には施設でのイベントボランティアや、高齢者世帯への訪問などを行っています。どの区分に申し込んだらいいですか？

A2：「施設でのイベントボランティア」はC区分、「高齢者世帯への訪問」はA区分に該当します。活動回数や利用者人数を合算することはできませんので、どちらかひとつの区分に絞って申し込んでください。

Q3：3月から週1回の訓練会を開始しました。助成の対象となりますか？

A3：A区分、B区分、C①②区分に新規の団体が申し込むには、申込前3か月間の実績が必要となります。実績が1ヶ月しかないこの場合は対象外となります。ただし、C③区分では実績を問いませんので、申込は可能です。今年度はC③区分で申込み、実績を整えて、次年度にはB区分でお申込みください。

Q4：私ひとりで自宅を開放し、地域の高齢者と「お茶のみ会」を開くつもりですが、助成の対象となりますか？

A4：この助成金は「市民活動団体」を支援するためのものなので、個人の活動は助成対象になりません。また、一家族だけで構成している団体も対象外です。

Q5：月に2回の配食活動を行っていましたが、ご要望が多いため、今年は月に3回実施します。昨年度まではA②区分で助成金をもらっていましたが、今年は、A①区分の助成条件を満たすので、申込みたいのですが？

A5：昨年度の実績がA②区分の実績を満たし、かつ今年度の計画でA①の条件を満たしていれば申込みすることができます。

Q6：現在の予定としてはB①区分の条件を満たしているのですが、メンバーが体調を崩して欠席する可能性があり、報告では条件を満たすことが出来ないかもしれないのです。そういった事情は考慮してもらえるのですか？

A 6 : 活動内容や対象者によっては、欠席や中止などやむを得ない事情が生じることがあると思いますが、原則的には実績の数で判断をし、条件に満たない場合は運営委員会にて審査します。審査の結果により、返還の対象となる場合がございます。それぞれの団体の活動の中で、起こりうる事情を考慮したうえで29年度の見込みをたて、申込みをしてください。

Q 7 : 繰越金は収入総額の25%以内とありますが、私たちの団体は今年度の決算額は25%を超える余剰金が出てしまいます。これは返還となるのでしょうか？

A 7 : 報告書での繰越金は、「その他」の欄に記入していただきますが、報告書の中では25%を超えていても構いません。しかし、28年度の予算額の中で越えている場合は、助成の対象となりません。繰越金を収入総額の25%までとしているのは、29年度の助成金の振込みが6月下旬以降となるため29年度4月から6月までの3ヶ月分を補う意味があるためです。

Q 8 : デイサロンで使うキーボードを購入するため、経費を少しずつ積立てておきたいのですが？

A 8 : 積立金は5年以内とし、積立年数と目的を助成対象経費外の「その他」の欄に明記してください。

Q 9 : 福祉バスを利用して行く宿泊事業では申し込めないのですか？

A 9 : 助成金と「バス」という重複の助成になってしまうため、A・B・C区分については福祉バスを使用する事業については対象になりません。福祉バスを使わずに行う日帰りハイクや宿泊事業であれば、申込みが可能です。(D・E・F区分については財源が異なるため、福祉バス利用の事業も対象となります。)

Q 10 : 区役所が主催した講座終了後、受講修了者で介護予防のサークルを作りました。週1回メンバーで集まって活動をしているのですが、助成対象になりますか？

A 10 : 友達同士や仲間うちのサークル活動は助成対象にはなりません。ただし、メンバーの方が支援者となり、地域の方を対象に健康体操講座などを開催するのであればC区分での申込みが可能です。

Q 11 : 地域の高齢者に業者から購入した弁当を配る活動を行っている配食グループです。H24年度より飲食費が対象外となりましたが、弁当代も助成対象外経費になりますか？

A 11 : 弁当代については食材費とその他費用(人件費・容器代等)を分けて記載した業者発行の見積書の添付があれば、その他経費については助成対象経費とみなします。食材費の部分のみ対象外経費として計上してください。

Q 12 : 活動で使う楽器(30,000円)を購入する際に、ダイエー(イオン)の「幸せの黄色いレシート」で寄付してもらったポイント(1,000円分)と現金29,000円で購入した際の会計処理はどうすれば良いですか？

A 12 : 黄色いレシートに限らず、ポイントを利用した場合は、収支報告書の収入の自主財源の「その他」欄に計上してください。

※現金ではないので、ポイントを利用した(現金化した)場合のみ、計上してください。

【記入例】<収入 自主財源 その他>黄色いレシートポイント 1,000円

<支出 助成対象経費 物品購入費>楽器 30,000円(うちポイント1,000円)

申込書・共通シートの書き方

Q1：私たちの会は、ケアプラザを会場にしているため、連絡先はケアプラザにしています。個人宅を連絡先にはしたくないので、連絡担当者はケアプラザの職員の方でもいいですか？

A1：代表者、連絡担当者については、会のメンバーであることが必須です。事務局より問い合わせをするために連絡先を記入していただいております。

Q2：日帰りハイクで行く美術館の入場料や駐車場代はこの予算にいれたらいいでしょうか？

A2：美術館は、入場券を購入するので、「物品購入費」に入れてください。駐車場代は「車両経費」となります。

Q3：私たちの活動は、依頼による訪問活動なのですが、実施計画はどのように記入すればいいですか？

A3：前年度の実績などをふまえて、今年度のおおよその予定数を記入してください。助成条件にも大きく関わるため、指定の書式に必ず記入をお願いします。

Q4：申込書の年間事業計画書の「参加人数」の書き方がよくわかりません。

A4：A①②③④区分について

各月ごとに、1ヶ月にサービスを利用した人数（実数）を記入してください。

その際、同じ人が月に5回利用しても「1人」。

5人の方が1回ずつ利用した場合は、「5人」とします。

またサービス利用者の月平均は、

月ごとの利用者実数の合計÷12か月＝月平均の利用者数

（小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入）

B①②③区分については

各月に、1ヶ月に参加した当事者の延べ人数を記入してください。

同じ人が月に5回参加した場合は「5人」。

ただし、家族やボランティアはその人数に含まれません。

月ごとの延べ参加当事者人数合計÷実施回数＝1回あたりの参加者数

（小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入）

* 詳細は記入見本をご覧ください

C①②③区分 及び D E F区分については

各月ごと、その月に参加した参加者の延べ人数を記入してください。

当事者・家族・ボランティアなど、参加したすべての人数が含まれます。

月ごとの延べ参加者人数の合計÷実施回数＝1回あたりの参加者数

（小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入）

その他

Q1：各区分に予算を超える申し込みがあった場合、それぞれの助成額は減ってしまいますか？

A1：予算は限られているため、予算を超えた場合は、全体予算枠で割戻しを行います。この場合、一定の割合で申込額から減額となります。